

現 行	ページ	修 正 案	
第1章 総則		第1章 総則	
第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱		第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1～3 (略) 4 指定公共機関 (略) 〔中日本高速道路株式会社〕 高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (略) 5～7 (略) (略)	10	第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1～3 (略) 4 指定公共機関 (略) 〔中日本高速道路株式会社〕 高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (略) 5～7 (略) (略)	高速道路株式会社法との整合を踏まえた修正
第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画	
第1節 総則		第1節 総則	
第2 震災に関する調査研究 1 (略) 2 対策 (略) (1)・(2) (略) (3) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 (市担当部 建設部、まちづくり部、(追記)、上下水道部) (略) (4)・(5) (略)	26	第2 震災に関する調査研究 1 (略) 2 対策 (略) (1)・(2) (略) (3) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 (市担当部 建設部、まちづくり部、建築部、上下水道部) (略) (4)・(5) (略)	担当部の変更に伴う修正
第2節 都市の防災性の向上		第2節 都市の防災性の向上	
第2 対策 1 建築物の防火規制 (1) (略) (2) 建築物の火災耐久等増強策の促進 (市担当部 まちづくり部 救出防災部) (略) 2 (略) 3 市街地開発事業による都市整備 (市担当部 まちづくり部、(追記)) (略)	27 28	第2 対策 1 建築物の防火規制 (1) (略) (2) 建築物の火災耐久等増強策の促進 (市担当部 建築部、救出防災部) (略) 2 (略) 3 市街地開発事業による都市整備 (市担当部 まちづくり部、建築部) (略)	担当部の変更に伴う修正 担当部の変更に伴う修正
第3節 地盤災害の予防		第3節 地盤災害の予防	
第2 対策 1 (略) 2 液状化対策の推進 (市担当部 まちづくり部、総括本部) (略)	30	第2 対策 1 (略) 2 液状化対策の推進 (市担当部 建築部、総括本部) (略)	担当部の変更に伴う修正

現 行	ページ	修 正 案	
3 被災宅地危険度判定の体制整備（市担当部 <u>まちづくり部</u> ） （略）		3 被災宅地危険度判定の体制整備（市担当部 <u>建築部</u> ） （略）	担当部の変更に伴う修正
第4節 公共施設の安全確保 （略）		第4節 公共施設の安全確保 （略）	
<p>（略） このため、<u>（追記）</u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>第1 道路施設 （略） このため、日常から施設の危険個所の<u>把握と今後の国の調査会等の結果に基づき（追記）</u>耐震補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。</p> <p>（略） 2 対策 （1）（略） （2）橋りょうの整備（市担当部 建設部） ア 道路管理者は、<u>国において示された「道路橋示方書」や「道路橋定期点検要領」等を参考に</u>橋りょうの定期点検を実施し、<u>保全、補強等対策工事の必要な橋りょうや緊急輸送道路等の緊急度の高い箇所から</u>順次、対策工事を実施する。また、<u>（追記）</u>橋りょうの新設にあたっては、<u>今後、国又は県から示される指針に基づき</u>耐震性を備えた橋りょうを建設する。</p> <p><u>イ 阪神・淡路大震災の橋りょう被害の実状から、落橋防止対策を図るとともに、その他の補強対策についても順次推進に努める。</u> <u>また、今後、国の調査会等の結果に迅速に対応すべく既設橋りょうの設計資料整理等に努める。</u></p> <p><u>ウ 応急復旧作業のための事前措置として、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、隣接市町との災害応援に関する協定の締結等、広域的な応援体制の確立に努める。</u></p> <p>（3）横断歩道橋の整備（市担当部 建設部） <u>横断歩道橋は、国の定めた「立体横断施設技術基準」に基づき建設されているが、建設後の維持管理、気象条件等により構造細目に変化を生じていることも考えられるため、道路管理者は、安全点検を実施し、補強等の対策が必要とされているものについては順次工事を実施する。</u></p> <p>（4）～（6）（略）</p>	31	<p>（略） このため、<u>道路施設、</u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>第1 道路施設 （略） このため、日常から施設の危険個所を<u>把握した上で</u>耐震補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。</p> <p>（略） 2 対策 （1）（略） （2）橋りょうの整備（市担当部 建設部） ア 道路管理者は、<u>法令に基づいて</u>橋りょうの定期点検を実施し、<u>補修や補強等対策の必要な橋梁については、</u>順次、対策工事を実施する。また、<u>被災時の救援活動や復旧活動等の緊急輸送に重要な役割を果たすとして、市が定めた主要橋梁等の優先度の高い橋りょうから、</u>順次橋りょうの耐震補強対策を実施し、橋りょうの新設にあたっては、<u>（削除）</u>国又は県から示される指針に基づき耐震性を備えた橋りょうを建設する。</p> <p><u>イ（削除）</u></p> <p><u>イ 応急復旧作業のための事前措置として、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、隣接市町との災害応援に関する協定の締結等、広域的な応援体制の確立に努める。</u></p> <p>（3）横断歩道橋の整備（市担当部 建設部） <u>道路管理者は、法令に基づいて横断歩道橋の定期点検を実施し、補修や補強等対策の必要な横断歩道橋については、順次、対策工事を実施する。</u></p> <p>（4）～（6）（略）</p>	<p>建設部からの修正</p> <p>建設部からの修正</p> <p>建設部からの修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(7) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定（市担当部 建設部） 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難・救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p> <p>(8) (略)</p>	33	<p>(7) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定（市担当部 建設部） 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難・救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。</p> <p>(8) (略)</p>	表記の整理
<p>第4 上水道施設 (略)</p> <p>2 対策（市担当部 上下水道部） (1) 施設の耐震性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。 被災時の給水拠点となる浄水場等の整備及び耐震性を強化し、老朽化した水道管の更新を進めるとともに、浄水場等から指定避難所等までの重要路線の耐震化に努める。 設計施工方針としては、「水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人日本水道協会）」に準拠して設計施工する。 市水道施設は、水道配水幹線等のすべてが耐震構造ではなく、更にその多くが老朽化しているため、計画的な布設替えに併せて耐震施工を行うものとする。 災害発生の場合は、市水道施設のうち、新設工事や改良工事により、耐震化された水道施設を活用して配水又は給水を行うものとする。 水道（追加）管破損事故による広範囲な断水を回避するため、仕切弁を増設し、災害時の被害の縮小に努める。 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等に設置した緊急遮断弁を適切に維持管理していく。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災非常時の協力体制の確立 市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、愛知県及び県内全市町村による「水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日成立）」に基づき応援を要請する。</p> <p>(4) (略)</p>	34	<p>第4 上水道施設 (略)</p> <p>2 対策（市担当部 上下水道部） (1) 施設の耐震性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。 被災時の給水活動を円滑に行うため浄水場等の整備及び耐震性を強化し、老朽化した水道管の更新を進めるとともに、浄水場等から指定避難所等までの重要路線の耐震化に努める。 設計施工方針としては、「水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人日本水道協会）」に準拠して設計施工する。 市水道施設の水道配水本管等は、非耐震の管があり、更に老朽化しているため、計画的な布設替えに併せて耐震施工を行うものとする。 災害発生の場合は、市水道施設のうち、新設工事や改良工事により、耐震化された水道施設を活用して配水又は給水を行うものとする。 水道配水本管破損事故による広範囲な断水を回避するため、仕切弁を増設し、災害時の被害の縮小に努める。 水道施設による二次災害の防止と飲料水を確保する観点から、配水池等に設置した緊急遮断弁を適切に維持管理していく。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災非常時の協力体制の確立 市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、愛知県及び県内全市町村による「水道災害相互応援に関する覚書（削除）」に基づき応援を要請する。</p> <p>(4) (略)</p>	上下水道部からの修正
<p>第5 下水道施設 1 基本方針 住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所の補強・整備に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努める。 (略)</p>	35	<p>第5 下水道施設 1 基本方針 住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所の耐震化に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震化構造での整備を進める。 (略)</p>	上下水道部からの修正

現 行	ページ	修 正 案	
<p>2 対策（市担当部 上下水道部） 下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、<u>地域や地質（追加）</u>の実情に応じて必要な対策を講じる。</p> <p>（1）管渠施設の対策 <u>（追加）</u>流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強（追加）する。 漏水の多い管渠のうち大口径管については、漏水バンド等の設置による補強を行うほか、新設する小口径管については管種の選定、可撓性及び復元性の大きいものを選び、管の老朽化による漏水箇所等は更生工事等により補強する。</p> <p>（2）ポンプ場、処理場施設の対策 ポンプ場又は処理場施設と下水管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設については補強するとともに、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>第7 ガス施設 （略）</p> <p>2 対策 （1）（略） （2）緊急操作設備の強化 ア～ウ（略） エ 地震計の設置 地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講じるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、<u>（追記）</u>加速度値等を収集できるよう整備する。 オ（略） （3）（略） （略）</p>	<p>37</p>	<p>2 対策（市担当部 上下水道部） 下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、<u>（削除）</u>地質等の実情に応じて必要な対策を講じる。</p> <p>（1）管渠施設の対策 <u>地震発生時に、下水の流下機能を確保することができない管渠を重要度が高い順に耐震化する。</u> <u>既設の管渠のうち老朽管については、更生工事等による耐震化を行い、新設する管渠については耐震性を確保する。</u></p> <p>（2）ポンプ場、処理場施設の対策 ポンプ場又は処理場施設と下水管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設については耐震化するとともに、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>第7 ガス施設 （略）</p> <p>2 対策 （1）（略） （2）緊急操作設備の強化 ア～ウ（略） エ 地震計の設置 地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講じるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、<u>S1値</u>、加速度値等を収集できるよう整備する。 オ（略） （3）（略） （略）</p>	<p>上下水道部からの修正</p> <p>上下水道部からの修正</p> <p>表記の整理</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第9 通信施設 (略) 2 対策 (1) 電気通信 (略) <u>〔株式会社NTTドコモ〕</u> <u>株式会社NTTドコモは、</u> (中略) <u>(イ) 非常用基地局による通信の疎通確保</u> <u>〔KDDI株式会社〕</u> <u>KDDI株式会社は、</u> (中略) <u>委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送</u> <u>ルートの整備</u> 〔ソフトバンク株式会社〕 (略) (2)・(3) (略)</p>	41	<p>第9 通信施設 (略) 2 対策 (1) 電気通信 (略) <u>〔KDDI株式会社〕</u> <u>KDDI株式会社は、</u> (中略) <u>委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送</u> <u>ルートの整備</u> <u>〔株式会社NTTドコモ〕</u> <u>株式会社NTTドコモは、</u> (中略) <u>(イ) 非常用基地局による通信の疎通確保</u> 〔ソフトバンク株式会社〕 (略) (2)・(3) (略)</p>	内閣府公表の順序で修正
第5節 建築物等の耐震推進		第5節 建築物等の耐震推進	
<p>第1 基本方針 (略) これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、<u>一層耐震性の向上に努める必要がある。</u> (略)</p> <p>第2 対策 1 公共建築物の耐震性の向上（市担当部 総括本部、<u>まちづくり部</u>、各施設担当部） (略) 2 一般建築物の耐震性促進及び減災の推進 (略) (1) 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修<u>（追記）</u>促進（市担当部 <u>まちづくり部</u>） (略) また、耐震改修費<u>（追記）</u>補助制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震改修<u>（追記）</u>の促進を図る。 (2) (略)</p>	47	<p>第1 基本方針 (略) これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、<u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。</u> (略)</p> <p>第2 対策 1 公共建築物の耐震性の向上（市担当部 総括本部、<u>建築部</u>、各施設担当部） (略) 2 一般建築物の耐震性促進及び減災の推進 (略) (1) 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修<u>等</u>促進（市担当部 <u>建築部</u>） (略) また、耐震改修費・<u>除却費</u>補助制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震改修<u>化</u>の促進を図る。 (2) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>担当部の変更に伴う修正</p> <p>表記の整理 担当部の変更に伴う修正 除却費補助事業の追記等に伴う修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(3) 一般建築物の地震対策普及啓発の推進（市担当部 <u>まちづくり部</u>） （略） また、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、市が耐震<u>診断</u>及び耐震改修（<u>追記</u>）の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する耐震診断の促進を図る。 また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対しては、耐震改修費（<u>追記</u>）補助事業を活用することにより、耐震改修の促進を図る。 また、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修（<u>追記</u>）の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。</p> <p>(4) 家具等の転倒防止対策の推進（市担当部 <u>まちづくり部</u>、総括本部、福祉部） （略）</p> <p>(5) 住宅地震相談・一般建築相談の体制強化（市担当部 <u>まちづくり部</u>） （略）</p> <p>(6) その他の安全対策（市担当部 <u>まちづくり部</u>） （略）</p> <p>3 都市建築物の防災対策 [高層建築物]（市担当部 <u>まちづくり部</u>、救出防災部） （略）</p> <p>4 被災建築物の応急危険度判定の体制整備（市担当部 <u>まちづくり部</u>） （略）</p>	<p>48</p> <p>49</p> <p>49</p>	<p>(3) 一般建築物の地震対策普及啓発の推進（市担当部 <u>建築部</u>） （略） また、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、市が耐震化及び耐震改修等の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する耐震診断の促進を図る。 また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対しては、耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業を活用することにより、耐震化の促進を図る。 また、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修等の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。</p> <p>(4) 家具等の転倒防止対策の推進（市担当部 <u>建築部</u>、総括本部、福祉部） （略）</p> <p>(5) 住宅地震相談・一般建築相談の体制強化（市担当部 <u>建築部</u>） （略）</p> <p>(6) その他の安全対策（市担当部 <u>建築部</u>） （略）</p> <p>3 都市建築物の防災対策 [高層建築物]（市担当部 <u>建築部</u>、救出防災部） （略）</p> <p>4 被災建築物の応急危険度判定の体制整備（市担当部 <u>建築部</u>） （略）</p>	<p>担当部の変更に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>除却費補助事業の追記等に伴う修正</p> <p>担当部の変更に伴う修正</p>
<p>第8節 火災予防対策</p>		<p>第8節 火災予防対策</p>	
<p>第2 対策</p> <p>1 火災予防に関する指導（市担当部 救出防災部） (1) 一般家庭に対する指導 地区の消防団、婦人（<u>追記</u>）消防クラブ、町内会等各種団体等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器、初期消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図る。 (2)～(8)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>55</p>	<p>第2 対策</p> <p>1 火災予防に関する指導（市担当部 救出防災部） (1) 一般家庭に対する指導 地区の消防団、婦人（<u>女性</u>）消防クラブ、町内会等各種団体等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器、初期消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図る。 (2)～(8)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>表記の整理</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第9節 要配慮者の安全対策		第9節 要配慮者の安全対策	
<p>第2 対策</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難行動要支援者対策（市担当部 福祉部、総括本部）</p> <p>(1) 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。</p> <p>また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について別途定める。</p> <p>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(2) たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の整備等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	58	<p>第2 対策</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難行動要支援者対策（市担当部 福祉部、総括本部）</p> <p>(1) 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。</p> <p>また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について別途定める。</p> <p>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>(2) たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の整備等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。</p> <p><u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(3) 個別避難計画の作成等 ア (略) イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、<u>消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</u> 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩(えい)防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を<u>保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。</u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。 また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ウ (略) (4) (略) 4 (略)</p>	60	<p>(3) 個別避難計画の作成等 ア (略) イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、<u>個別避難計画に掲載された情報を市の関係部署、町内会、自主防災会、民生・児童委員、個別支援者等避難支援関係者に事前に提供できるものとする。</u> 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩(えい)防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を<u>保護するため必要な措置を講ずる。</u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。 また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ウ (略) (4) (略) 4 (略)</p>	福祉部からの修正
第 1 1 節 避難対策		第 1 1 節 避難対策	
<p>第 2 対策 1・2 (略) 3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、<u>婦人(追記)</u>消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。 4 (略)</p>	65	<p>第 2 対策 1・2 (略) 3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、<u>婦人(女性)</u>消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。 4 (略)</p>	表記の整理

現 行	ページ	修 正 案	
第 1 3 節 避難対策		第 1 3 節 避難対策	
<p>第 3 対策 (略)</p> <p>2 避難所の整備 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所における必要面積の確保 (市担当部 総括本部、市民部、福祉部、文教部、環境部) (略)</p> <p><u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画の距離は1～2m以上空ける</u> <u>(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 避難所の運営体制の整備 (市担当部 市民部) ア～エ (略)</p> <p>オ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、<u>県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取り組みを進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>72</p> <p>72</p>	<p>第 3 対策 (略)</p> <p>2 避難所の整備 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所における必要面積の確保 (市担当部 総括本部、市民部、福祉部、文教部、環境部) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 避難所の運営体制の整備 (市担当部 市民部) ア～エ (略)</p> <p>オ <u>(削除)</u> 感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、<u>(削除)</u> 平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取り組みを進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応の変更に伴う修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応の変更に伴う修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第 1 5 防災訓練及び防災意識の向上		第 1 5 防災訓練及び防災意識の向上	
<p>第 1 基本方針</p> <p>地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の高揚を図る。</p> <p>国、県及び市は、防災週間<u>(追記)</u>等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 対策</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練(市担当部 各部)</p> <p>市は、防災関係機関、民間企業、ボランティア団体、<u>要配慮者を含めた住民</u>等の協力・連携のもとに、大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、次のとおり実施する。</p> <p>ア 東日本大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の連携体制づくり<u>や地域住民と一体となった訓練とする</u>ため、現地指揮本部訓練、広域応援体制訓練、<u>更には避難所の機能確保訓練</u>やボランティアの受入体制の訓練等を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 防災のための意識啓発</p> <p>(1) 市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう<u>県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u></p> <p>また、学校、企業等へ地震災害に関するDVDなどを貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 住居の耐震診断と必要な耐震改修<u>(追記)</u>の内容</p> <p>ソ～タ (略)</p>	<p>78</p> <p>80</p>	<p>第 1 基本方針</p> <p>地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の高揚を図る。</p> <p>国、県及び市は、防災週間<u>及び津波防災の日</u>等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 対策</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練(市担当部 各部)</p> <p>市は、防災関係機関、民間企業、ボランティア団体<u>(削除)</u>等の協力・連携のもとに、大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、次のとおり実施する。</p> <p>ア 東日本大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の連携体制づくり<u>のため</u>、現地指揮本部訓練、広域応援体制訓練<u>及び</u>ボランティアの受入体制の訓練等を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 防災のための意識啓発</p> <p>(1) 市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう<u>県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u></p> <p>また、学校、企業等へ地震災害に関するDVDなどを貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 住居の耐震診断と必要な耐震改修<u>等</u>の内容</p> <p>ソ～タ (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(2) 市は、防災週間 <u>(追記)</u> 等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 (中略) ア～ウ (略) <u>(追記)</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 防災意識調査及び地震相談の実施 (略) (1) (略) (2) 耐震相談 (市担当部 <u>まちづくり部</u>) (略) (3) (略)</p>	<p>80</p> <p>83</p>	<p>(2) 市は、防災週間 <u>及び津波防災の日</u> 等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 (中略) ア～ウ (略) <u>さらに、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 防災意識調査及び地震相談の実施 (略) (1) (略) (2) 耐震相談 (市担当部 <u>建築部</u>) (略) (3) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災人材育成の主体等との連携・協働を踏まえた修正</p> <p>担当部の変更に伴う修正</p>
<p>第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p>		<p>第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p>	
<p>第4節 発災に備えた資器材、要員等の配備</p>		<p>第4節 発災に備えた資器材、要員等の配備</p>	
<p>第1 食糧・生活必需品等及び住宅の確保 1 (略) 2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理体制の確保 (市担当部 <u>まちづくり部</u>) (略)</p>	<p>103</p>	<p>第1 食糧・生活必需品等及び住宅の確保 1 (略) 2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理体制の確保 (市担当部 <u>建築部</u>) (略)</p>	<p>担当部の変更に伴う修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第5節 発災に備えた直前準備		第5節 発災に備えた直前準備	
<p>第4 飲料水、電気、ガス、通信関係 (略)</p> <p>3 ガス (1) 都市ガス (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 安全広報 警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、ガスの使用に対する注意事項、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。 また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。</p> <p>ウ 帰宅等の要請 東海地震注意情報が発表された場合、施設等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。 エ・オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	109	<p>第4 飲料水、電気、ガス、通信関係 (略)</p> <p>3 ガス (1) 都市ガス (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 安全広報 警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。</p> <p>ウ 帰宅等の要請 東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。 エ・オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	表記の整理
第6節 市が管理又は運営する施設等に関する対策		第6節 市が管理又は運営する施設等に関する対策	
<p>第2 市の各施設がとるべき措置 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害対策実施上重要な施設等に関する措置 (1) (略)</p> <p>(2) 発災後において、食糧・生活必需品等の救援物資の集積拠点となる、次の施設については、その開設についての必要な準備措置を講じておく。(調査情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一宮スポーツ文化センター ・尾西生涯学習センター ・日本通運株式会社名古屋ロジスティクス支店 ・佐川急便株式会社一宮営業所 <p>(3) (略)</p> <p>6 工事中の建築物等に対する措置 (市担当部 まちづくり部) (略)</p>	119	<p>第2 市の各施設がとるべき措置 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害対策実施上重要な施設等に関する措置 (1) (略)</p> <p>(2) 発災後において、食糧・生活必需品等の救援物資の集積拠点となる、次の施設については、その開設についての必要な準備措置を講じておく。(調査情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一宮スポーツ文化センター ・尾西生涯学習センター ・日本通運株式会社小牧第2ロジスティクス事業所 ・佐川急便株式会社一宮営業所 <p>(3) (略)</p> <p>6 工事中の建築物等に対する措置 (市担当部 建築部) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>担当部の変更に伴う修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第4章 災害応急対策計画		第4章 災害応急対策計画	
第1節 活動態勢（組織動員配備計画）		第1節 活動態勢（組織動員配備計画）	
<p>第1 災害対策本部</p> <p>1 災害対策本部の組織及び運営</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>表中</p> <p>緊急初動部 部長：総務部長</p> <p>経理部 部長：会計管理者</p> <p>まちづくり部 部長：まちづくり部長（3班） （追記）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2・3（略）</p>	124	<p>第1 災害対策本部</p> <p>1 災害対策本部の組織及び運営</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>表中</p> <p>緊急初動部 部長：総合政策部長</p> <p>経理部 部長：財務部長</p> <p>まちづくり部 部長：まちづくり部長（2班） 建築部 部長：建築部長（1班）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2・3（略）</p>	担当部の変更に伴う修正
第2節 通信運用		第2節 通信運用	
<p>第2 対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(1) 通信の確保（市担当部 各部）</p> <p>ア 専用通信の使用</p> <p>市及び防災関係機関は、情報連絡手段として、無線（追記）を利用した専用通信を使用する。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>3（略）</p>	134	<p>第2 対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(1) 通信の確保（市担当部 各部）</p> <p>ア 専用通信の使用</p> <p>市及び防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用する。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>3（略）</p>	回線の整備状況に合わせた修正
第3節 地震情報等の伝達		第3節 地震情報等の伝達	
<p>第2 対策</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合（追記）に、震度4以上が予想される地域（追記）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、（追記）緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>2・3（略）</p>	136	<p>第2 対策</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。</p> <p>2・3（略）</p>	緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正

現 行	ページ	修 正 案	
第4節 被害状況等収集、伝達		第4節 被害状況等収集、伝達	
<p>第2 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害状況の報告（市担当部 総括本部、救出防災部）（略）</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で安否不明又は行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者・行方不明者</u>として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><県への連絡先></p> <p><災害対策本部尾張方面本部への連絡先></p>	<p>142</p> <p>143</p> <p>144</p>	<p>第2 対策</p> <p>(略)</p> <p>4 災害状況の報告（市担当部 総括本部、救出防災部）（略）</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で安否不明又は行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明（削除）・行方不明（削除）</u>として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><県への連絡先></p> <p><u>別紙1のとおり</u></p> <p><災害対策本部尾張方面本部への連絡先></p> <p><u>別紙2のとおり</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>連絡先の変更に伴う修正</p>
第7節 災害救助法の適用		第7節 災害救助法の適用	
<p>第2 災害救助の実施責任者及び基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p>本市の場合、災害の被害状況が次のいずれかの基準に達したときは、災害救助法が適用される。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>追記</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>151</p>	<p>第2 災害救助の実施責任者及び基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p>本市の場合、災害の被害状況が次のいずれかの基準に達したときは、災害救助法が適用される。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)適用にあたっては、愛知県災害救助の手引きの基準も参照すること。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>適用基準を追記</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第13節 救援		第13節 救援	
<p>第2 給水</p> <p>1 予想される被害状況等</p> <p><u>水道の普及率は高まり、また、生活様式が多様化により、水道は日常生活に欠くことのできない重要な施設になっている。</u></p> <p>大規模地震が発生した場合、老朽化した管の破損や液状化による大きな地盤変状が発生する地域では大規模な断水が予想される。その結果、飲料水、水洗トイレ、洗濯等の日常生活をはじめ、消火用水にも支障をきたし、社会活動、防災活動、復旧作業など広範囲にわたり影響を及ぼすこととなる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対策(市担当部 上下水道部)</p> <p>(1) 応急給水</p> <p>現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。</p> <p>ア 給水対象は、災害により、<u>水道、井戸等の</u>給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 応急給水体制の確立</p> <p>ア 給水体制</p> <p>(ア) 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、<u>重要医療施設、配水場、水道各水源地</u>、飲料水兼用型耐震性貯水槽、定置式給水タンク等での<u>拠点</u>給水を原則とする。</p> <p>この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく<u>(追記)</u>給水できるよう編成する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 給水方法</p> <p>発災直後は、水道施設の被害状況把握が必要なため、概ね3日程度は各家庭の備蓄飲料水による水の確保を基本とする。</p> <p>発災4日目以降、順次<u>(追加)</u>応急給水栓の開設、給水車や給水タンク等による避難所等へ運搬給水を行う。運搬給水においては、目標水量を供給できるよう措置する。</p> <p>その他、必要に応じて、県営水道の応急給水支援設備及び飲料水兼用耐震性貯水槽に<u>追加</u>給水栓を設置し、被災者<u>(追加)</u>の<u>拠点</u>給水活動を行う。</p> <p>給水は、公平に行うものであるが、重要医療施設から要請がある場合は、優先的に行うように配慮する。</p> <p>第3 食糧の供給</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>171</p> <p>171</p> <p>172</p>	<p>第2 給水</p> <p>1 予想される被害状況等</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>大規模地震が発生した場合、老朽化した管の破損や液状化による大きな地盤変状が発生する地域では大規模な断水が予想される。その結果、飲料水、水洗トイレ、洗濯等の日常生活をはじめ、消火用水にも支障をきたし、社会活動、防災活動、復旧作業など広範囲にわたり影響を及ぼすこととなる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対策(市担当部 上下水道部)</p> <p>(1) 応急給水</p> <p>現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。</p> <p>ア 給水対象は、災害により<u>(削除)</u>給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 応急給水体制の確立</p> <p>ア 給水体制</p> <p>(ア) 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、<u>(削除)</u>飲料水兼用型耐震性貯水槽、定置式給水タンク等での<u>(削除)</u>給水を原則とする。</p> <p>この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく<u>重要医療施設を含め</u>、給水できるよう編成する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 給水方法</p> <p>発災直後は、水道施設の被害状況把握が必要なため、概ね3日程度は各家庭の備蓄飲料水による水の確保を基本とする。</p> <p>発災4日目以降、順次<u>指定避難所の</u>応急給水栓の開設、給水車や給水タンク等による避難所等へ運搬給水を行う。運搬給水においては、目標水量を供給できるよう措置する。</p> <p>その他、必要に応じて、県営水道の応急給水支援設備及び飲料水兼用耐震性貯水槽に被災者<u>への</u><u>(削除)</u>給水活動を行う。</p> <p>給水は、公平に行うものであるが、重要医療施設から要請がある場合は、優先的に行うように配慮する。</p> <p>第3 食糧の供給</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>上下水道部からの修正</p> <p>上下水道部からの修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>6 食糧の集積地 食糧の集積地は、次の4箇所 <u>(追記)</u> とする。(略) (略) ○ <u>日本通運株式会社名古屋ロジスティクス支店</u> (略) 7・8 (略)</p>	175	<p>6 食糧の集積地 食糧の集積地は、次の4箇所 <u>の地域内輸送拠点</u> とする。(略) (略) ○ <u>日本通運株式会社小牧第2ロジスティクス事業所</u> (略) 7・8 (略)</p>	表記の整理
第15節 防疫・保健衛生			
<p>第3 市の措置 1～5 (略) 6 自宅療養者等の避難確保 (1) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 (2) (略)</p>	180	<p>第3 市の措置 1～5 (略) 6 自宅療養者等の避難確保 (1) <u>(略)</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 (2) (略)</p>	新型コロナウイルス感染症対応の変更に伴う修正
第16節 環境汚染防止及び廃棄物処理			
<p>第2 廃棄物処理対策 1・2 (略) 3 対策(市担当部、環境部、市民部) (1) 市は、災害廃棄物処理計画 <u>(平成29年7月)</u> に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体との連携・協力等に努めるものとする。 (2)・(3) (略)</p>	183	<p>第2 廃棄物処理対策 1・2 (略) 3 対策(市担当部、環境部、市民部) (1) 市は、災害廃棄物処理計画 <u>(令和3年4月)</u> に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体との連携・協力等に努めるものとする。 (2)・(3) (略)</p>	環境部からの修正
第25節 公共施設対策			
<p>第4 ガス施設 ○都市ガス(東邦ガス株式会社) <u>1 予想される被害、状況等</u> <u>(1) 中圧A導管</u> <u>溶接鋼管を使用しているため、相当の地震に耐えることができ、被害の発生する可能性は少ない。</u> <u>(2) 中圧B・低圧導管</u> <u>液状化現象等が発生する地域では、低圧導管のうち小口径ねじ接合鋼管等の一部で被害の発生が想定される。</u> <u>直下型地震が発生した場合には、大規模な液状化現象等が発生する地域において、低圧導管を中心に相当の被害の発生が考えられる。</u></p>	207	<p>○都市ガス(東邦ガス株式会社) <u>1 (削除)</u></p>	表記の整理

現 行	ページ	修 正 案	
<p>2 基本方針 ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、<u>ガス事故</u>などの二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を<u>実施し、さらに</u>被災地域以外へは可能な限りガス供給を継続する。</p> <p>3 大規模災害が発生した場合の対策 (1) 情報の収集 供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化<u>並びに</u>移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩(えい)通報等の情報に加え、関係諸官庁<u>及び</u>報道機関の情報を得て総合的に被害程度を把握する。</p> <p>(2) <u>ガス供給停止</u> (略)</p> <p><u>(3) 緊急動員</u> 地震発生後、東邦ガス株式会社は速やかに災害対策本部等を設置し、社員を緊急動員する。</p> <p><u>(4) 応援要請</u> (略)</p> <p><u>(5) 応急復旧作業</u> (略)</p> <p><u>(6) 広報活動</u> ガス施設の被害状況、ガス供給停止の<u>周知</u>、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車にて<u>巡回</u>、さらに報道機関を通じて呼びかけ<u>も行う</u>。</p> <p>4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (略)</p> <p>第5 通信施設 (略) ○移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社) (略)</p> <p>第8 ライフライン施設の応急<u>普及</u> (略)</p>	<p>208</p> <p>211</p> <p>214</p>	<p>1 基本方針 ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、<u>火災・爆発</u>などの二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の<u>措置を講じる。なお、</u>を実施し、さらに被災地域以外へは可能な限りガス供給を継続する。</p> <p>2 大規模災害が発生した場合の対策 (1) 情報の収集 供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、<u>移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況</u>、漏洩(えい)通報等の情報に加え、関係諸官庁、<u>報道機関</u>の情報を得て総合的に被害程度を把握する。</p> <p>(2) <u>緊急対応措置の実施</u> (略)</p> <p><u>(3) (削除)</u></p> <p><u>(3) 応援要請</u> (略)</p> <p><u>(4) 応急復旧活動の実施</u> (略)</p> <p><u>(5) 広報活動の実施</u> ガス施設の被害状況、ガス供給停止の<u>お知らせ</u>、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により<u>周知</u>、さらに報道機関を通じて呼びかける。</p> <p>3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (略)</p> <p>第5 通信施設 (略) ○移動通信事業者(<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社) (略)</p> <p>第8 ライフライン施設の応急<u>復旧</u> (略)</p>	<p>内閣府公表の順序で修正</p> <p>表記の整理</p>
<p>第26節 住宅対策</p>		<p>第26節 住宅対策</p>	
<p>第3 対策(市担当部 総括本部、<u>まちづくり部</u>) (略)</p>	<p>215</p>	<p>第3 対策(市担当部 総括本部、<u>建築部</u>) (略)</p>	<p>担当部の変更に伴う修正</p>
<p>第27節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p>		<p>第27節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p>	
<p>第3 対策(市担当部 <u>まちづくり部</u>) (略)</p>	<p>219</p>	<p>第3 対策(市担当部 <u>建築部</u>) (略)</p>	<p>担当部の変更に伴う修正</p>

現 行		ページ	修 正 案																																																																																		
第28節 防災活動拠点の確保			第28節 防災活動拠点の確保																																																																																		
第2 実施内容 (略) 表1 防災活動拠点の区分と要件等		220 221	第2 実施内容 (略) 表1 防災活動拠点の区分と要件等																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件等</th> <th>1 地区防災 活動拠点</th> <th>4 中核防災 活動拠点</th> <th>5 航空防災 活動拠点</th> <th>6 臨海防災 活動拠点</th> <th>(追記)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等</td> <td colspan="3">全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td colspan="3">中部・全国の都道府県等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の 活動拠点</td> <td>全県で中心となる 活動拠点</td> <td>主に空輸される 要員、物資の 集積拠点</td> <td>海上輸送される 要員、物資の 揚陸・集積拠点</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で 1箇所程度</td> <td>県内に 1箇所程度</td> <td>県内に 1箇所程度</td> <td>県内に 3箇所程度</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1.2ヘクタール以上 できれば 中型ヘリコプター の離着陸が可能</td> <td>30ヘクタール以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能</td> <td>中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能</td> <td>ストックヤード 10ヘクタール以上 (追記)</td> </tr> <tr> <td>施設設備</td> <td>できれば 倉庫等</td> <td>倉庫等 宿泊施設</td> <td>倉庫等 滑走路</td> <td>耐震岸壁 1万トンの以上の 船舶の係留施設 (追記)</td> </tr> </tbody> </table>		要件等	1 地区防災 活動拠点	4 中核防災 活動拠点	5 航空防災 活動拠点	6 臨海防災 活動拠点	(追記)	災害想定 の規模	市町村域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			(追記)	応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等			(追記)	役割	被災市町村内の 活動拠点	全県で中心となる 活動拠点	主に空輸される 要員、物資の 集積拠点	海上輸送される 要員、物資の 揚陸・集積拠点	(追記)	拠点数	市町村で 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 3箇所程度	(追記)	要件	面積	1.2ヘクタール以上 できれば 中型ヘリコプター の離着陸が可能	30ヘクタール以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール以上 (追記)	施設設備	できれば 倉庫等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トンの以上の 船舶の係留施設 (追記)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件等</th> <th>1 地区防災 活動拠点</th> <th>4 中核防災 活動拠点</th> <th>5 航空防災 活動拠点</th> <th>6 臨海防災 活動拠点</th> <th>7 ゼロメートル地帯 防災活動拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等</td> <td colspan="3">全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td>広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等</td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td colspan="4">中部・全国の都道府県等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の 活動拠点</td> <td>全県で中心となる 活動拠点</td> <td>主に空輸される 要員、物資の 集積拠点</td> <td>海上輸送される 要員、物資の 揚陸・集積拠点</td> <td>広域、全県的 な活動拠点</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で 1箇所程度</td> <td>県内に 1箇所程度</td> <td>県内に 1箇所程度</td> <td>県内に 3箇所程度</td> <td>県内に 4箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1.2ヘクタール以上 できれば 中型ヘリコプター の離着陸が可能</td> <td>30ヘクタール以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能</td> <td>中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能</td> <td>ストックヤード 10ヘクタール以上 1.2ヘクタール以上 大型・中型 ヘリコプターの 離着陸が可能</td> </tr> <tr> <td>施設設備</td> <td>できれば 倉庫等</td> <td>倉庫等 宿泊施設</td> <td>倉庫等 滑走路</td> <td>耐震岸壁 1万トンの以上の 船舶の係留施設 倉庫等</td> </tr> </tbody> </table>	要件等	1 地区防災 活動拠点	4 中核防災 活動拠点	5 航空防災 活動拠点	6 臨海防災 活動拠点	7 ゼロメートル地帯 防災活動拠点	災害想定 の規模	市町村域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等				役割	被災市町村内の 活動拠点	全県で中心となる 活動拠点	主に空輸される 要員、物資の 集積拠点	海上輸送される 要員、物資の 揚陸・集積拠点	広域、全県的 な活動拠点	拠点数	市町村で 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 3箇所程度	県内に 4箇所	要件	面積	1.2ヘクタール以上 できれば 中型ヘリコプター の離着陸が可能	30ヘクタール以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール以上 1.2ヘクタール以上 大型・中型 ヘリコプターの 離着陸が可能	施設設備	できれば 倉庫等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トンの以上の 船舶の係留施設 倉庫等	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正
要件等	1 地区防災 活動拠点	4 中核防災 活動拠点	5 航空防災 活動拠点	6 臨海防災 活動拠点	(追記)																																																																																
災害想定 の規模	市町村域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			(追記)																																																																																
応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等			(追記)																																																																																
役割	被災市町村内の 活動拠点	全県で中心となる 活動拠点	主に空輸される 要員、物資の 集積拠点	海上輸送される 要員、物資の 揚陸・集積拠点	(追記)																																																																																
拠点数	市町村で 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 3箇所程度	(追記)																																																																																
要件	面積	1.2ヘクタール以上 できれば 中型ヘリコプター の離着陸が可能	30ヘクタール以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール以上 (追記)																																																																																
	施設設備	できれば 倉庫等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トンの以上の 船舶の係留施設 (追記)																																																																																
要件等	1 地区防災 活動拠点	4 中核防災 活動拠点	5 航空防災 活動拠点	6 臨海防災 活動拠点	7 ゼロメートル地帯 防災活動拠点																																																																																
災害想定 の規模	市町村域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等																																																																																
応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等																																																																																			
役割	被災市町村内の 活動拠点	全県で中心となる 活動拠点	主に空輸される 要員、物資の 集積拠点	海上輸送される 要員、物資の 揚陸・集積拠点	広域、全県的 な活動拠点																																																																																
拠点数	市町村で 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 3箇所程度	県内に 4箇所																																																																																
要件	面積	1.2ヘクタール以上 できれば 中型ヘリコプター の離着陸が可能	30ヘクタール以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール以上 1.2ヘクタール以上 大型・中型 ヘリコプターの 離着陸が可能																																																																																
	施設設備	できれば 倉庫等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トンの以上の 船舶の係留施設 倉庫等																																																																																
第5章 災害復旧・復興			第5章 災害復旧・復興																																																																																		
第5節 被災者等の再建等の支援			第5節 被災者等の再建等の支援																																																																																		
第3 住宅の建設等（市担当部 まちづくり部 ） (略)		231	第3 住宅の建設等（市担当部 建築部 ） (略)																																																																																		
			担当部の変更に伴う修正																																																																																		